

事業群評価調査(平成29年度実施)

基本戦略名	3 互いに支えあい見守る社会をつくる	事業群主管所属	福祉保健部障害福祉課
施策名	(2) 誰もが安心して暮らし、社会参加のできる地域づくり	課(室)長名	桑宮 直彦
事業群名	② 高齢者や障害者等が安心して暮らすための環境整備及び支援の充実③	事業群関係課(室)	

1. 計画等概要

<p>(長崎県総合計画チャレンジ2020 本文)</p> <p>高齢者や障害者等が住み慣れた地域で安心して生活し、社会参加できるよう、バリアフリー、地域包括ケアシステム、見守り体制、福祉サービスの円滑な利用のための援助体制等の環境整備を図ります。また、虐待の防止、差別の解消、成年後見制度の普及啓発など権利擁護を推進します。</p>					<p>(取組項目)</p> <p>i) 障害者のスポーツ活動等による社会参加の推進 ii) 障害者の日常生活の福祉向上 iii) 保健所における、精神障害者の相談、訪問指導、関連組織の育成指導、社会復帰の促進及び老人精神保健相談</p>					
指 標		最終目標 (H32)	目標 (H28)	実績 (H28)	達成率	<p>(進捗状況の分析)</p> <p>障害のある方が地域で自立した生活を送るためには、一定の収入を得る必要があり、一般就労への移行支援とともに、就労継続支援B型事業所など福祉的就労の場で障害者に支払われる工賃の水準を引き上げることが重要である。平均工賃実績も年々、増加しているが、現状の課題として、①商品づくりのノウハウや生産能力が不足している等により、一つの事業所では大規模な受注に対応することが難しい、②除草や清掃等の役務サービス並びに食品や手芸品等の商品について企業や消費者へのPRが不足している、③経営のノウハウが不足しているため、効率よく収益に繋げることができていない、などがあげられる。このため、県では「第2期長崎県工賃向上計画」を策定し、各種の事業に取り組んでいる。</p>				
事業群	障害福祉サービス事業所で福祉的就労をしている障害者の平均工賃月額	18,200円	15,600円	15,919円	102%					
関連指標										

2. 28年度取組実績(H29新規・補正は参考記載)

取組項目	事務事業名 所管課(室)名	事業期間	事業費(上段:実績、下段:計画、単位:千円)			事業概要	指標(上段:活動指標、下段:成果指標)				28年度事業の成果等	中核事業		
			H28実績	一般財源	人件費(参考)		事業対象	指標	主な目標	H28目標			H28実績	達成率
取組項目 i	障害者スポーツ振興費 障害福祉課	S38-	44,144	11,291	4,021	長崎県障害者スポーツ協会、身体障害者、知的障害者、精神障害者	長崎県障害者スポーツ大会の開催や、全国障害者スポーツ大会への本県選手団派遣、長崎県障害者スポーツ協会運営費の一部補助を行い、県内の障害者スポーツの普及・振興を図った。	活動指標	障害者スポーツレクリエーション教室の開催回数(回)	8	17	212%	県障害者スポーツ大会は1,553名と過去最高の参加者数となり、障害者の社会参加、生活の質の向上に寄与した。	○
			36,825	9,931	4,037				成果指標	県障害者スポーツ大会参加者数(人)	1,506	1,553		
取組項目 ii	地域生活支援事業費 障害福祉課	S47-	300,637	236,058	3,619	県、市町、障害者関係団体	自立した日常生活又は社会生活を営むため、点訳奉仕員養成研修等を実施したほか、市町等が実施する意思疎通支援、移動支援や日常生活用具の給付事業等に対して助成を行うなど、障害者の福祉の増進を図った。	活動指標	支援市町数(市町)	21	21	100%	障害者(児)が自立した日常生活または社会生活を営むために必要な支援体制の充実に繋がっている。	○
			334,352	261,034	3,634				成果指標	市町に対する適切な給付の実施	数値目標なし	実施		
									数値目標なし	—	—			

取組項目 ii	障害者就業生活支援事業	H14-	34,350	17,815	4,021	社会福祉法人等	障害者の身近な地域において、就業面と生活面の一体的な相談・支援を行う「障害者就業・生活支援センター」を設置している。センター経費のうち、生活支援員の経費を負担した。	活動指標	センター設置箇所数(箇所)	5	5	100%	H28.4に離島の五島圏域に障害者就業・生活支援センターを新たに設置した。センターの新設により五島圏域において就職を希望する障害者の支援の充実が図られた。
	障害福祉課		33,303	16,652	4,037			成果指標	登録者数(人)	1,894	1,729	91%	
	団体運営費補助金	S53-	3,241	3,241	161	障害者関係団体	障害者福祉団体の活動を促進し障害者の福祉の向上を図るため、一般社団法人長崎県身体障害者福祉協会連合会、一般社団法人長崎県視覚障害者協会、一般社団法人長崎県手をつなぐ育成会及び一般社団法人長崎県ろうあ協会の運営費に対し助成を行った。	活動指標	助成団体数(団体)	4	4	100%	県内障害者福祉4団体の運営に関する経費について助成を行った。
	障害福祉課		3,144	3,144	162			成果指標	助成団体会員数(人)	8,440	8,187	97%	
	愛の県民運動費	S47-	7,828	1,820	1,609	募金者、障害者福祉団体、ボランティア団体、身体的・精神的障害者	障害者の福祉向上を図るため、県民の理解を深め、善意を集結させる募金による基金造成の活動を行うとともに、積立金の運用利息等により、障害者福祉団体等が実施する障害福祉事業に対して助成を行った。	活動指標	寄付件数(件)	418	400	95%	18の県内障害者福祉団体、ボランティア団体に対して助成を行い、障害者福祉の増進に寄与した。成果指標の未達成については、募金箱設置の願いを引き続き積極的に行うことで対処していきたい。
	障害福祉課		12,650	2,038	1,615			成果指標	寄付金額(千円)	1,737	1,474	84%	
	長崎県障害者施策総合推進事業費	H14-	377	377	1,609	一般県民	障害者施策の総合的・計画的な推進に必要な事項の調査審議等のため、障害者施策推進協議会を開催した。	活動指標	障害者施策推進協議会の開催回数(回)	1	1	100%	障害者施策推進協議会において、県の施策等に関する報告を実施するとともに、意見を聴き、協議・検討を行った。
	障害福祉課		927	927	1,615			成果指標	障害者施策推進協議会での意見を県の施策へ反映した件数(件)	数値目標なし	意見提出なし	—	
	障害者差別対策事業費	H24-	7,219	7,219	4,021	一般県民	障害を理由とした差別に関する調整機関及び相談体制の設置・運営、障害のある人に対する理解促進のための啓発等を行った。	活動指標	条例説明会等の開催回数(回)	10	12	120%	条例の普及啓発や、相談のあった差別事案の解決、推進会議の開催等を実施した。(相談件数) H26年度:62件 H27年度:76件 H28年度:47件
	障害福祉課		8,987	8,987	4,037			成果指標	相談のあった差別事案のうち、解決に至った事案の割合(%)	100	100	100%	
取組項目 iii	保健所精神保健費	S41-	3,790	3,790	19,301	一般県民	保健所において、精神障害者の相談、訪問指導、関連組織の育成指導、社会復帰の促進及び老人精神保健相談に対し、的確な助言、指導を行った。	活動指標	地域精神保健医療福祉協議会ネットワーク構築のための会議出席者数(人)	500	511	102%	精神障害者の相談、訪問指導、関連即式の育成指導、社会復帰の促進及び老人精神保健相談に対し、的確な助言・指導を行うことができた。(訪問・相談者) H25年度:5,069人 H26年度:5,514人 H27年度:5,332人 H28年度:5,322人
	障害福祉課		6,181	6,181	19,378			成果指標	訪問・相談者数(人)	5,000	5,322	106%	
	精神障害者社会参加促進事業	H27-	4,732	1,515	18,497	一般県民	精神障害者の自立支援、社会参加へ向け、地域の体制づくり、普及啓発等を行った。	活動指標	地域移行支援協議会開催回数(回)	9	25	277%	保健所を中心に医療、保健、福祉関係者等が精神障害者の地域移行に関する課題等について協議することで、顔の見える関係づくりができ、普段から連携がしやすくなった。また、目標とする退院率も概ね達成できた。
	障害福祉課		6,082	3,041	16,956			成果指標	入院後、1年時点の退院率(%)	91	85	93%	
									91	—	—		

3. 実績の検証及び解決すべき課題と解決に向けた方向性

i) 障害者のスポーツ活動等による社会参加の推進

・県内各地域に出向き、スポーツレクリエーション教室を開催することで、これまでスポーツに接する機会がなかった障害者の活動の機会を上げ、さらに、障害者が身近でスポーツを楽しめるように、「障害者スポーツ人材バンク」を創設し、養成した指導者等を学校等に派遣し、スポーツの指導や模範演技等を行う活動を行った。このことにより、障害者スポーツへの取組のきっかけ、ひいては、社会参加、生活の質の向上に寄与したが、「障害者スポーツ人材バンク」については、さらなる活用に向けたPRを行う必要があると考える。

ii) 障害者の日常生活の福祉向上

・地域生活支援事業には県事業と市町村事業があり、その組み合わせにより地域の特性や利用者の状況に応じて事業を実施することで、障害のある方が安心して暮らすことのできる地域社会の実現に寄与してきた。しかし、地域生活支援事業の事業費については原則国が1/2を補助することになっているにもかかわらず、実際の補助額が国の予算の範囲内に制約されてしまうことから、事業を実施している県及び市町に対して財政的なしわ寄せが生じている。

・愛の県民運動は、障害者の福祉向上を図るため、募金による基金造成の活動を行うとともに、積立金の運用利息等により障害者福祉団体が実施する障害福祉事業に対して助成金の配分を行っているが、長期にわたる低金利により運用益は低迷しており、各障害福祉事業の実施に伴い基金残高は減少傾向にある。

・長崎県障害者施策総合推進事業においては、障害者施策推進協議会を開催し、各委員から障害者計画に関する意見や、障害者に関する施策に対する意見を聴取し、協議・検討を行うことができた。

・障害者差別対策事業においては普及啓発活動に取り組むと共に相談のあった事案に対して解決に導くことができた。

iii) 保健所における、精神障害者の相談、訪問指導、関連組織の育成指導、社会復帰の促進及び老人精神保健相談

・精神障害者の相談、訪問指導、関連組織の育成指導、社会復帰の促進及び老人精神保健相談に対し、的確な助言・指導を行うことができた。しかし、相談事項が多岐にわたっているため、専門知識を有する関係機関(福祉・医療)との情報共有などのいっそうの連携が必要と考える。

・医療、保健、福祉の連携した支援体制の構築については、各保健所を中心に精神障害者の社会参加に関する協議会を設け、関係機関と協議する機会を確保することとしているが、地域の社会資源、地理的要因等地域の特性があり、圏域により取組み状況等に違いがある。

4. 29年度見直し内容及び30年度実施に向けた方向性

取組項目	事務事業名	29年度事業の実施にあたり見直した内容 (H29の新たな取組は「H29新規」等と記載、見直しがない場合は「—」と記載)	30年度事業の実施に向けた方向性		
			事業構築の視点	見直しの方向	見直し区分
取組項目 i	障害者スポーツ振興費	—	—	平成26年の「長崎がんばらんば大会」を契機に障害者スポーツの機運は高まっているが、平成32年に日本で開催されるパラリンピックに向け、さらに機運が高まっているところである。障害者スポーツの振興を図るためには継続した支援体制が必要不可欠であり、今後も本事業を継続し、地域や競技団体との連携を強化しながら、障害者スポーツの充実を図る必要がある。	現状維持
取組項目 ii	地域生活支援事業費	29年度においては、市町が実施する人工内耳体外機購入費の助成に対し補助を行い、聴覚障害者の福祉の増進を図る。	—	障害者(児)の福祉の増進が図られ、障害の有無に関わらず相互に人格と個性を尊重し、安心して暮らすことができる地域社会を実現するため、引き続き、地域の特性や心身や生活の状況に応じた柔軟な事業の実施が必要である。	現状維持
	障害者就業生活支援事業	—	—	引き続き、「障害者就業・生活支援センター」の充実を図ることで、一般就労の促進と職場定着を高めていく。また、現在、未設置の圏域について、国のセンター設置要件を満たすべく関係機関と連携しながら、センター設置の方向性を検討していく。	現状維持
	団体運営費補助金	—	—	障害者の福祉の向上を図るためには障害者福祉団体の運営経費の助成を通じた活発な活動が必要であり、今後も団体の運営状況を見ながら実施していく。	現状維持
	愛の県民運動費	—	—	障害者(児)に対する県民の理解を深めるとともに、善意を結集させる募金活動を行うことで基金の造成を図り、障害者福祉団体等が実施する事業への配分を通じて、障害者(児)の福祉の向上へ繋げるため、引き続き実施する必要がある。	現状維持
	長崎県障害者施策総合推進事業費	—	—	長崎県障害者施策推進協議会は、障害者基本法に規定されている必置機関であり、協議会を継続実施することにより障害者施策の推進を図る必要がある。	現状維持
	障害者差別対策事業費	—	—	本事業により障害のある人に対する差別を禁止し、差別をなくすための施策の基本となる事項等を規定した条例を広く県民の方へ普及啓発に取り組む必要がある。また、相談のあった事案については確実に解決していくことが必要であるため、継続して事業を実施する必要がある。	現状維持
取組項目 iii	保健所精神保健費	—	—	地域保健法の規定により、設置が義務付けされている機関であり、その業務についても定めがあり、継続して実施する。	現状維持
	精神障害者社会参加促進事業	—	—	精神障害者の自立支援及び社会参加の促進を図るため、身近な市町や地域関係者等と連携しながら、地域住民を対象とした精神疾患等に関する普及啓発が必要。また、保健、医療、福祉の連携強化に加え、精神障害者の主体性の回復を図るため、保健所を中心にピアサポーターの活用、医療と連携した支援体制を一層、充実を図る必要性があり、継続して実施する。	現状維持